

ストーカー事案の加害者に対する精神医学的治療等制度の運用要領の制定について  
(概要)

(平成29年3月22日 鹿生企第180号)

本通達は、ストーカー事案の加害者に対する精神医学的治療精度の運用要領を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 制度制定の趣旨
- 連携する精神科医療機関
- 制度の概要
- 治療等の対象者
- 治療等の実施手順
- 制度運用上の留意事項

等である。